

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市養育費に関する公正証書等作成促進補助金			補助金番号	C2-15
所管部署	子ども相談課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱				
交付の目的	公正証書等作成にかかる本人負担費用等を補助することで、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図るとともに、経済的な安定により子どもの健やかな成長に資することを目的とする。				
補助対象経費	養育費の取り決めに要する経費 ・公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料 ・家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用の郵便切手代				
補助率・補助額	全額補助				
交付先	交付申請時に配偶者のない者で現に児童を養育しているもの				
開始年度	令和3年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他 ○
法令等での義務付け	なし	法令等名称	「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚労省告示第78号)		

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額		360	360	600
決算額		148	483	
特定財源	国庫支出金	74	241	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源		74	242	

(件)

交付実績		8	23	
------	--	---	----	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	補助金の交付対象はひとり親家庭であるが、養育費の取り決めを正式に行えず養育費を受け取れない市民が多いため。養育費の受け取りは子どもの健全な成長に大きく関わることであることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している養育費確保のサポートという分野において、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	ひとり親家庭自立促進計画でのアンケートで、養育費の受け取りができていない家庭の割合が約7割いるという結果により、高いニーズがあることを把握している。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金事業を開始して3年目になるが、補助金利用者が年々増加傾向であるため、養育費の取り決めが増えることにより、養育費の受け取りにも効果をあげる見込みがある。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	この補助金は要件を満たす個人に交付するものであることから、補助金交付が適正である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の対象者を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象経費について3万円を上限として全額補助を行っている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している。また、公正証書を作成する公正役場からも案内してもらっている。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国が離婚前後モデル支援事業として、ひとり親家庭の子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として実施している
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	本補助金の要綱にて、1件あたりの補助上限額を30,000円と定めており、国が示す補助基準内となっている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。今後も補助制度について補助金交付要綱とともに、ホームページでの公表を行う。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市養育費保証促進補助金			補助金番号	C2-16
所管部署	子ども相談課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市養育費保証促進補助金交付要綱				
交付の目的	養育費の取得確保のため、ひとり親家庭が保証会社と保証契約を締結する際の保証料(本人負担額)を補助することで、養育費の取り決め内容の履行確保を図ることを目的とする。				
補助対象経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として申請者が負担した額。				
補助率・補助額	全額補助				
交付先	交付申請時に配偶者のない者で現に児童を養育しているもの				
開始年度	令和3年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他 ○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額		150	150	150
決算額		0	0	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
	一般財源	0	0	

(件)

交付実績		0	0	
------	--	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	補助金の交付対象はひとり親家庭であるが、養育費の取り決めを行っていても、不払いになってしまい受け取れない市民がいる。養育費の受け取りは子どもの健全な成長に大きく関わることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している養育費確保のサポートという分野において、当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	ひとり親家庭自立促進計画でのアンケートで、公正証書等の公的書類で養育費の取り決めを行っている方のうち、安定した受け取りができていない家庭の割合が約4割いるという結果があり、高いニーズがあることを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金事業を開始して3年目になるが、公正証書の作成補助の利用者が年々増加傾向であるため、養育費の取り決めが増えることにより、その後、養育費の受け取りのための保証会社との契約を検討する方が増える見込みがある。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	保証会社と保証契約を締結するのはひとり親家庭であるため、補助金交付が適正である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の対象者を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象経費について5万円を上限として全額補助を行っている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国が離婚前後モデル支援事業として、ひとり親家庭の子ども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として実施している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	本補助金の要綱にて、1件あたりの補助上限額を50,000円と定めており、国が示す補助基準内となっている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	公益性、必要性、有効性、公平性は認められるため、引き続き補助制度を継続する。今後も補助制度について補助金交付要綱とともに、ホームページでの公表を行う。
対応完了・廃止予定時期	